

標 題 栃木県入札適正化委員会(第1回)の概要について

(概 要)

栃木県入札適正化委員会(平成19年度第1回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成19年6月29日(金)午後2時から
- 2 開催場所 南庁舎3号館A棟207会議室
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授  
 委員 高木 光春 弁護士  
 委員 原田 いづみ 弁護士  
 委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授  
 (委員数 5名・出席委員数 4名)
- 4 審議対象期間 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,385件  
 抽出案件 5件(内訳) 一般競争入札 0件  
 公募型指名競争入札 2件  
 指名競争入札 2件  
 随意契約 1件
- 6 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 次長あいさつ
  - (3) 委員紹介等
  - (4) 議事
    - ・委員長及び委員長代理の選出について
    - ・報告事項
    - ・審議事項
  - (5) その他
  - (6) 閉会
- 7 議事等の概要
  - (1) 委員長及び委員長代理の選出について  
 委員の互選により、永井委員を委員長に選任  
 委員長が高木委員を委員長代理に指名
  - (2) 報告事項
    - ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について  
 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況、並びに本県における総合評価落札方式に係る取り組みの状況について報告した。  
 また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
    - ② 抽出事案の選定理由について  
 高木委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
  - (3) 審議事項
    - ① 「平18県営かん排梓川第2工区水路工事」について
      - ・工事箇所 栃木市皆川城内町地内
      - ・農務部下都賀農業振興事務所発注
    - ② 「栃木警察署庁舎新築電気設備工事」について

・工事箇所 栃木市箱森町

・土木部建築課発注

③「平成18年度自然公園等施設整備事業 殺生石園地整備工事」について

・工事箇所 那須町大字湯本地内(殺生石園地)

・林務部大田原林務事務所発注

④「緊急地方道路整備工事(道路新設改良費)」について

・工事箇所 主要地方道 栃木藤岡線 岩舟町静和その13

・土木部栃木土木事務所発注

⑤「湯西川発電所遠方監視制御装置撤去及び集中監視制御装置修繕工事」について

・工事箇所 栃木県日光市川治温泉川治元湯117(川治第一発電所)他

・企業局今市発電管理事務所発注

(4) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められた。

問い合わせ先 県土整備部監理課

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
監理課			主幹	石下 辰博	2598

(別紙)

## 1 抽出事項での主な質疑

(審議案件1について)

①Q 総合評価公募型指名競争入札における学識経験者の意見聴取はどのようなことを聞くのか。

A 入札を実施する前に総合評価落札方式の適否について、評価項目及び点数等の落札者決定基準について、また落札者を決定しようとするときには、その業者を落札者とするものの適否について意見を聴取する。

②Q 施工計画の評価はどのようなところを評価したのか。

A 地下水への配慮や、機械使用時の周辺住宅への騒音対策などを評価した。

③Q 総合評価落札方式における地域活動状況について、愛ロード等に登録するだけで点数が付くのであれば、普及してしまえば評価の意味が無くなるので、もっときめ細やかな評価が必要だと思われるがどうか。

A 今年度6月1日からは、活動実績を評価している。

(審議案件2について)

④Q なぜ入札参加形態を特定建設工事共同企業体によるものとしたのか。

A 「栃木県建設共同企業体取扱要領」の規定により、一定の規模以上の工事の場合には、技術力確保の観点等から、原則として共同企業体を活用している。

⑤Q 電気設備は性能基準で発注するのか。

A 仕様基準で発注する。(例「この部屋には何ワットのこの形の器具を何個」等)

⑥Q 落札価格が予定価格に極めて近いように思えるが、どうか。

A 予定価格積算の際に、市場価格を反映した単価を用いており、昨年と同様の工事の落札率と比較しても適正だと思われる。

(審議案件3について)

⑦Q これは指名競争入札だが、業者の自然に対する考え方の違いが入札結果に反映される方法はあるか。

A 施工において機材の運搬方法等、自然を壊さないよう配慮が必要であるが、施工段階では、比較的少ない。

新たな施設を作るときの設計の段階で配慮する必要がある。

(審議案件4について)

⑧Q 同一工区内で落札者が1者に偏らない仕組みはあるのか。

A 同一工区内で工事を施工している業者は、指名から除外することとしている。

⑨Q 担当技術者の資格について説明して欲しい。

A 請負金額が7,000万円以上のほ装工事なので1級土木施工管理技士を専任で配置することとしている。

⑩Q 指名選定チェックリスト内の「手持工事状況」はすべての業者に○印がついているが、どういうことか。

A 手持ち工事の状況と当該業者の施工能力(技術者等)を比較して、当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案するもので、○印は当該業者が施工能力を有しているとの意味である。

(審議案件5について)

⑪Q システムの修繕は入札に適さないということで随意契約としているが、今後はシステムの全体的な見直しの予定はあるか。

また、どのような入札方式を考えているか。

A ある。その際には、競争入札方式を予定している。

## 2 その他

次回の審議案件抽出は、赤塚委員が担当することになり、11月に開催する予定となった。